

平成17年5月11日

事業主 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

当基金の保有する個人情報の保護に関する取扱いの変更について（概要）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

基金の事業運営につきましては、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、個人情報の保護に関する法律が平成17年4月1日から施行されたところです。

これまで、当基金では、個人のプライバシーを守りつつも、でき得る限り便宜を図るように努めてまいりましたが、この法律の施行に伴い、何かとご不便をお掛けいたすこととは存じますが、法令等の趣旨をご賢察いただき、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、この件につきまして、加入員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、この法律の施行は本年4月1日からとなりますが、行政庁からの具体的な指針が遅れて示された事情とは申しながら、皆様へのお知らせが施行日より大幅に遅くなりましたこととお詫びいたします。

記

1. 添付書類

(平成20年6月23日本項改定)

(1) 個人情報保護管理規程

(2) 個人情報保護取扱準則（綴込、「別表第1」、「別表第2」、「様式」）

※綴込の「別表第1」、「別表第2」、「様式（開示等手続書類）」は、公表すべき重要な事項ですので、加入員の皆様へのご周知に当たってはご配慮賜りますようお願い申し上げます。

※今後、個人情報の取扱いを変更する際の公表方法は、その際に事業主の皆様にお知らせいたし、当基金の窓口へ備え付け、又は当基金のホームページを開設のうえ掲載いたすこととなります。

2. 個人情報とは

個人情報とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報をいいます。簡略いたしますと「誰だか判ってしまう情報」をいいます。

例えば、住所や氏名など直接特定の個人が判る情報はもちろんですが、生年月日、性別、写真、加入員番号、基礎年金番号、設立事業所名又は事業所番号、電話番号、適用情報、給付情報、設立事業所の役員情報、福利厚生福祉施設事業等利用情報、基金事務組織（代議員情報、役職員情報）などの個人に係る他の情報と組み合わせることによって、間接的に個人を特定できる情報も個人情報となります。

3. 利用目的及び公表等

- (1) 基金が保有する個人情報（別表第1）
- (2) 予め利用目的を公表すべき個人情報（別表第2）
- (3) 個人情報の目的外利用の制限（本人の同意による例外的な利用）
- (4) 法令に基づく個人情報の目的外利用（本人の同意不要）
- (5) 基金が保有する個人情報に係る開示等の手続の公表（別表第2）
- (6) 苦情又は相談の窓口の設置及び公表（別表第2）

4. 当基金が保有する個人情報保護に関する今後の取扱

(1) 年金及び一時金相談・照会（含む、一時金計算依頼）

※ これまでと同様に、年金の手続き方法など個人情報にかかわらない一般的なご照会を除き、電話（又はファクシミリ）での回答はいたしません。

なお、本人及び代理人の確認方法が厳密となり、また、一時金は個人情報と位置づけられたため、「(3)設立事業所との共同利用」及び「代理人」以外には回答できなくなりました。

- ① 来所による照会は、年金、一時金を問わず、本人（又は代理人）であることを確認（下記の添付書類をご提示願ひ、そのコピーをご提出願ひます。）させていただきます、本人（又は代理人）に回答書をお渡しいたします。

【本人による場合の添付書類】

年金証書又は裁定通知書等の当基金が本人に発行したその他の書類、あるいは運転免許証、パスポート、印鑑登録証明書又は雇用保険受給資格者証等原則として本人の写真貼付の身分証明書など、本人しか持ち得ない書類

【代理人による場合の添付書類】

ア. 本人からの委任状（署名・捺印）、戸籍謄本などの法定代理人を証する書類（本人が未成年者の場合）、後見開始審判書などの後見人を証する書類（本人が成年後被後見者の場合）など、代理権を証する書類

イ. 代理人自身の運転免許証、パスポート、印鑑登録証明書又は雇用保険受給資格者証等原則として代理人自身の写真貼付の身分証明書の写しなど、代理人しか持ち得ない書類

- ② 文書による照会は、年金、一時金を問わず、「年金・一時金相談依頼書（当基金理事長宛、ご本人の氏名、生年月日、干支、性別、住所、電話番号、ご照会の内容をご記載された任意の様式）」に、前記①（本人又は代理人）の添付書類のコピーを添えてご郵送いただき、本人（又は代理人）であることを確認させていただきます、本人（又は代理人）宛てに回答書を親展郵便で送付いたします。

- ③ 電話による照会は、年金、一時金を問わず、本人であることを確認（本人を特定できる内容を伺い、基金データと照合いたします。なお、入電の際に電話番号が非通知の場合は、一旦電話を切り、改めて当基金から架け直しいたします。）させていただきます、本人宛てに回答書を親展郵便で送付いたします。なお、別途、前記①の【代理人による場合の添付書類】の写しをご提出いただいた場合に限り、代理人宛てに回答書を親展郵便で送付いたします。

(2) 第三者に対する個人情報の提供の基準

第三者提供は、次の①から④を除き、原則として、本人の同意（委任）が必要となります。

- ① あらかじめ本人の同意がある場合に限り、第三者に利用目的等の遵守義務を課して提供

②法令等による例外提供

③あらかじめ提供の条件を提示し、本人に通知又は（別表第2）に掲載のうえ公表する提供

④当基金が他の個人情報取扱事業者又は行政機関が保有する個人情報の提供を受ける場合の当基金の遵守義務

(3) 設立事業所との共同利用

※通知及び指針の基準を満たす（別表第2）に掲載して公表した場合のみの取扱となります。

①算定基礎届等における従前記録との突合に供する適用情報

依頼状をご提出願います。ただし、すでに、算定時期等に提供のご依頼を受けている場合は不要です。

②退職給付会計（退職給付債務等）諸数値の計算

当初のみ、依頼状をご提出願います。

③基金の一時金計算

当基金の一時金給付を設立事業所の退職金規程の内枠支給として労働基準監督署に届出され、その事実を証する書類を基金にご提出（当初のみ）いただいた場合に限り、この共同利用が可能となります。

なお、この③に該当しない場合は、第三者提供の原則によって、本人の委任状が必要となります。

5. 当基金が保有する個人情報保護に関する苦情及び相談（以下「相談」と略）

（平成20年6月23日本項改定）

(1) 相談窓口

基金事務所 : 〒130-8554

東京都墨田区両国4丁目30番7号 金属プレス会館8階

日本金属プレス工業厚生年金基金

電話 : 03(5638)7811

ファクシミリ : 03(5638)7815

お問い合わせフォーム : <http://www.press-pf.com/>

(2) 受付方法

①面談、②手紙、③電話、④ファクシミリ、⑤お問い合わせフォーム

(3) 受付時間

土日祝祭日等の基金休業日を除く就業時間内（8：45～17：15）

ただし、(2)⑤を除きます。